

平成29年度 第27回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：平成30年1月26日（金）

開会 午前10時00分

○事務局（日下課長代理） それでは、お待たせいたしました。定刻が参りましたので、ただいまから第27回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境局事業部事業管理課課長代理の日下でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいま御出席いただいております委員の皆様方は6名でございます。

大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、堤委員におかれましては、本日、所用のため御欠席されております。

ここで、傍聴者の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局からお配りいたしました傍聴要領に従い傍聴いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本日4社が取材に来られており、撮影等を求められておりますが、報道関係者の皆様には取材に当たりまして会議の進行の妨げにならないよう御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして大阪市環境局長の北辻より御挨拶を申し上げます。

○北辻局長 大阪市環境局長の北辻でございます。

第27回大阪市路上喫煙対策委員会の開催に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本日は御多用の中、委員の皆様方には本委員会に御出席賜りましてまことにありがとうございます。

大阪市の路上喫煙対策につきましては、健康、あるいは防火、防災、まちの美化と

いった観点から、市民の皆さんが安心して暮らすことのできる安全で快適な生活環境を確保することを目的といたしまして平成19年4月に路上喫煙の防止に関する条例を施行し、市民に路上喫煙をしないよう努力する義務を課しますとともに、現在、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺、都島区京橋地域を禁止地区に指定して、過料徴収等を行っております。

平成25年6月に当委員会から賜りました御答申で、路上喫煙禁止地区の新たな指定に係る考え方につきましては、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえて総合的に判断されたいという御提言を受け、これまで施策を実施してきておりますが、近年、禁止地区の拡大を求める市民の声が多く寄せられております。

そうした中で、現在、本市におきましては、2025年の日本万国博覧会関西誘致に取り組んでおりますが、これを幅広く国内外にアピールするためにもミナミの玄関口と呼ばれる戎橋筋・心齋橋筋地域を新たに禁止地区に指定することにより、誘致に向けての取り組み推進を行いたいというような考え方から、今般、中央区より戎橋筋・心齋橋筋地域の禁止地区指定の申し出がございましたので、諮問させていただきたいと存じております。

条例の施行から10年が経過し、東京オリンピック開催を控え、国においても健康増進法の改正が議論されるなど、喫煙を取り巻く情勢は種々変化をしておりますが、禁止地区の新たな指定に当たりましてはさまざまな御意見を賜ることができるのではないかと考えております。活発な御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（日下課長代理）　次に、本日、委員の異動もございましたので、ここで委員の皆様のお紹介をさせていただきます。なお、お名前を紹介させていただきますので、御起立の上、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

初めに、山西委員長でございます。

○山西委員長　　どうかよろしく願いいたします。

○事務局（日下課長代理）　清見委員でございます。

○清見委員　　よろしく願いします。

○事務局（日下課長代理）　黒坂委員長代理でございます。

○黒坂委員　　黒坂と申します。どうぞよろしく願いします。

○事務局（日下課長代理）　後藤委員でございます。

○後藤委員　　よろしく願いします。

○事務局（日下課長代理）　清水委員でございます。

○清水委員　　よろしく願いします。

○事務局（日下課長代理）　それから、このたび大阪市PTA協議会の藪根委員が御退任され、その後任として御就任いただきました仁平委員でございます。

○仁平委員　　仁平です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（日下課長代理）　続きまして事務局の紹介をさせていただきます。

改めまして環境局長、北辻でございます。

○北辻局長　　どうぞよろしく願い申し上げます。

○事務局（日下課長代理）　環境局事業部長、深津でございます。

○深津事業部長　　深津でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（日下課長代理）　環境局事業部事業管理課長、西尾でございます。

○西尾課長　　西尾でございます。よろしく願いいたします。

○事務局（日下課長代理）　本日は中央区役所からも本委員会に出席させていただいております。中央区役所副区長、齋藤でございます。

○齋藤副区長　　齋藤でございます。どうぞよろしく願いします。

○事務局（日下課長代理）　また、これまで路上喫煙対策にともに取り組んでまいりました健康局、消防局についても出席させていただいております。

それでは、議事に入ります前にここでお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会次第でございます。

次に、委員名簿と本日の配席図でございます。

次に、第27回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記した冊子と、同じく別添資料でございます。

それからA3版の資料といたしまして路上喫煙禁止地区の新たな指定（中央区戎橋筋・心斎橋筋地域）について諮問の資料でございます。

また、条例・規則をまとめた参考資料と、委員の皆様にはたばこ市民マナー向上エリア制度応募団体資料もお配りさせていただいております。

資料の漏れとかございませんでしょうか。

それでは、それ以降の議事につきましては山西委員長に進行をお願いしたいと存じます。委員長、よろしく願いいたします。

○山西委員長　それでは、早速審議に入らせていただきます。どうか真摯かつスムーズな審議をよろしく願いいたします。

1つ目の議題であります路上喫煙対策に関する取り組み状況について、事務局のほうから御報告お願いいたします。

○西尾課長　西尾でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料でございますけれども、第27回大阪市路上喫煙対策委員会資料と書いておりますものをごらんください。

1ページめくっていただきまして、1点目の項目でございますが、路上喫煙対策に関する取り組み状況についてということで、まず路上喫煙対策のこれまでの取り組みについてでございますが、網かけの部分でございます。平成19年4月1日に市民等の安心安全、快適な生活環境を確保することを目的として防火防災、まちの美化、健康の観点から大阪市路上喫煙の防止に関する条例を施行いたしました。同年4月25

日には、路上喫煙対策委員会を開催していただきまして、路上喫煙禁止地区の指定または変更もしくは解除について、あるいは路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について調査審議をスタートしていただいたところでございます。

平成19年10月1日には、路上喫煙禁止地区における過料徴収、1件当たり1,000円でございますけれども、これを開始したところです。過料徴収に当たりましては路上喫煙防止指導員、大阪府警のOB13名で対応しておりますが、これらの指導員が土曜日、日曜日、祝日もローテーションで対応しておるところでございます。

平成20年度からは、たばこ市民マナー向上エリア制度を開始いたしました。同制度は地域の市民、事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に本市が支援、協働し、地域社会におけるマナー意識を高め、安心安全で快適なまちづくりを進める全国初の取り組みとなりました。現在69団体の皆様に御活躍いただいております。

平成25年6月11日には、路上喫煙対策委員会から路上喫煙禁止地区に係る考え方について答申をいただきまして、最後の行にございますように平成27年2月1日に都島区京橋地域を新たな禁止地区に指定し、過料徴収を開始したところでございます。路上喫煙対策の取り組みにつきましては以上でございます。

続きまして、次のページを御参照ください。

路上喫煙禁止地区におけます過料処分件数の推移でございます。

平成19年10月から過料徴収を開始いたしました。当初は現在に比べ徴収件数が非常に多かった状況がございます。

平成21年度がピークで、1万1,411件の過料徴収がございました。これをピークに経年変化とともに減少傾向にございます。

ここ数年は、5,000件から6,000件で推移しております。条例の制定、あるいは禁止地区の指定によるPR効果や抑止効果が働いているものと考えております。

今年度、一番下のほうですけれども、29年度4月から12月の実績でございます

が3, 154件となつてございまして、昨年度の4, 537件に比べて若干減少しております。この部分につきましては、加熱式たばこが非常に普及してきておること、新聞報道等によりますとシェアが15%を超えたというようなことも伝え聞いておるところでございまして、また我々の大阪府警のOBの路上喫煙指導員の日々の巡回の中でもそうした加熱式たばこを吸っているような状況をよく見かけるというような報告も受けているところでございます。そうした状況はございますけれども、昨年度の同時期比較に比べましてかなり減っている状況、これなかなか分析し切れている状況にはございませんけれども、引き続きどのようになっていくのかという部分につきまして担当者として注視してまいりたいと考えております。

それでは次のページを御参照ください。

市内全域におけます喫煙率の定点調査の年度推移の表でございます。一番左側にカテゴリーと申しますか、地域別の部分の表示がございまして、一番上の一くくりが禁止地区ということで7カ所定点観測いたしております。

2つ目のくくりでございますけれども、平成20年度から取り組んでいただいておりますたばこ市民マナー向上エリアの地域、ここが現在5地域ということで、このうち25番と振っておりますところが心齋橋筋商店街・宗右衛門町商店街交差点ということで、ここにつきましては今回の諮問に挙げさせていただいております、戎橋筋・心齋橋筋の新たな指定地域に当たりまして、中央区さんの御意向もありまして、今後その地域を指定することによってどのように推移していくかということで、中央区さんの意向によりまして新たな定点観測ポイントを今年度追加したところでございます。

一番下のくくりでございますけれども、上記の禁止地区あるいはたばこ市民マナー向上エリアの地区以外のいわゆる一般のところの状況でございまして、合計13カ所で計測しております。

7カ所と5カ所、13カ所ということで今年度につきましては25カ所全体で定点観測実施いたしました。この表の中でこの定点観測を実施しましたのが平成19年4

月の条例開始に向けてですが、平成18年度に3回定点観測調査をしております、以降年に1回、定期的に同じ場所で観測させていただいているところでございます。

一番上の禁止地区のくくりでございますけれども、条例開始である19年4月の前の18年度分の3回の平均値でございますけれども、2.57%の路上喫煙率。路上喫煙率と申しますのが通行者数に対しまして路上喫煙されている方の分を割り戻した形になっていまして、2.57%吸われておった状況がございましたけれども、今年度29年9月11日の調査では0.16%ということで、かなり減少している状況が見受けられます。

続きましてたばこ市民マナー向上エリアの部分ですけれども、同様に18年度が0.81に対して0.14%、その他以外の上記以外の部分が2.30%に対して0.33%となっております、トータル全地域の平均値ですと、18年度が1.77に対して0.22ということで、大きく減少傾向があらわれているところでございます。

なお、この調査につきましては欄外一番下の米印にございますように1日時間帯を4区分に分かれまして、1区分当たり1.5時間ということでトータル6時間の調査ということで、この間実施しているところでございます。そして全体のデータの母数としては、平成29年9月の調査における通行者数につきましては全体で47万6,057人、それに対しまして喫煙者につきましては1,067ということで、1,067人を47万6,057人で割り戻したら0.22%という状況になっております。

喫煙率の調査につきましては以上でございます。

続きまして、次ページをごらんください。

ただいま御説明させていただきました前のページのデータにつきまして、グラフに落としたものでございます。1番である禁止地区のグラフ、2番でありますたばこ市民マナー向上エリアの部分、3番にありますその他の一般の地域の部分ということで、4番は平均値ということで全域の状況を表示しております。1番、2番、3番ともに4番も含めてですけれども、平成19年度の条例制定禁止地域の指定を経まして急激

に右肩下がりに減少しております。以降緩やかな減少傾向をたどった後、近年につきましてはほぼ横ばい傾向で推移しているところでございます。

次ページに移らせていただきます。

今回、ちょっと広聴件数についてということで、昨年御提出しておりませんでしたけれども、新たにこのデータを今回表示させていただいております。平成19年度から29年度、途中ではありますけど12月までのいわゆる市民からの広聴件数の受け付けの推移でございます。19年度が154件、以降115、112、82、111、115、105、140、121、150と推移しておりまして、今年度につきましては4月から12月の9カ月間ということで120件となっておりますが、これを単純にはありますけれども、12月分ということで9分の12ということで掛け合わせますと160件となりまして、近年、上昇傾向にあるというふうに担当としては思っておるところでございます。

一番下の表でございますけれども、直近3カ年の項目別件数ということで、まとめさせていただきました。いわゆる禁止地区を増やしてほしいというような御要望の 카테고리、その要望の中身につきましては市内全域を禁止地域にというような御要望、通学地域をすべきだという御要望、駅前地域あるいは公園、繁華街や商業エリアその他ということで、小区分ごとの分類も表記させていただきました。

次の大きな分類でございますけれども、受動喫煙、喫煙マナーの関係、いわゆるポイ捨て等を取り締まるというような、こうした対策という部分での御要望ということで、中身的には啓発活動をもっと強化すべきとか、あるいは灰皿を撤去すべき、反対に灰皿を設置すべきではないかというような小カテゴリーがございます。その他につきましては条例による規制の要望とか、路上喫煙対策の強化ということで過料の金額につきましても1,000円ではなくてもう少し高額、具体の例では1万円程度にすべきじゃないかといったような御要望とかもこの間寄せられておるところでございます。大きくは27年度、28年度、29年度の12月までのデータですけれども、そ

これらの3カ年の広聴を見比べましても大体禁止地区の拡大要望が3割強、合計の部分で言いましたら32%ほどになっておりまして、合計414件という要望件数に対して133件、割り戻しますと32%ということになっておりまして、受動喫煙、喫煙マナーの関係の御要望113件を414件で割り戻しますと27%、その他の部分168件を414件で割り戻しますと41%ということになりまして、ばくっとございますけれども3対3対4というような形で意見がこの間寄せられている状況でございます。

それでは次のページ御参照いただけますか。

路上喫煙対策に関しましての今年度の大阪市としての取り組みの状況について御説明させていただきます。

(ア)の部分でございますけれども、プロスポーツ団体とのタイアップによる啓発活動ということで、昨年度初めて経済戦略局でやっております大阪市との連携協力に関する包括協定書、これに基づきまして当局、環境局もエントリーさせていただきましたセレッソ、去年初めてやらせていただいたところであり、昨年引き続き、セレッソ大阪の選手が出演された啓発DVDをスタジアム等で放映するような取り組みもやらせていただいております。今年度は、②の項目ですけれども、同じ包括協定書をプロ野球のオリックス・バファローズとプロバスケットボールの大阪エヴェッサさんについても、新たに取り組みを進めさせていただいております。この部分につきまして、恐れ入りますが、別綴じの別添資料をごらんください。1枚めくっていただきますと、ただいま申し上げましたプロスポーツ団体、セレッソさんとの協定によるDVD内の動画映像がこういう形でやっております、真ん中におりますのが路上喫煙のマスコットキャラクターでありますアカンずきんちゃん、それを両側で有名な選手が挟んで、路上喫煙をやめましょうと呼びかけている動画映像でございます。そして今、申し上げましたポスターの関係ではございますけれども、このようにセレッソ大阪、オリックス・バファローズ、大阪エヴェッサという形で人気のある選手たちが呼びか

けを行い、注意喚起を図っているところでございます。

本編の資料に戻ります。6 ページのところですが、ポスターの配布先につきましてはこのようなことで取り組みをしておりますので御参照ください。

次にまいります。

旅行者に向けた啓発記事の掲載という部分でございますけれども、この部分につきましても昨年度に引き続き対応させていただいていまして、別添資料のほうにもございますように外国語も表記した冊子を御用意させていただいているところでございます。また②の部分ですが、旅行ガイドブックに路上喫煙禁止地区の記事を掲載させていただきまして、全国の書店及びコンビニエンスストアにて販売あるいは大阪市内の主要ホテルや観光案内所など60カ所で無料配布しているところでございます。

7 ページに移らせていただきます。

外国人向け啓発記事の掲載ということで、これは新規の取り組みでございます。中国からの来阪者が非常に多くなっているというような状況もございまして、好時光という訪日中国人向けの雑誌に路上喫煙禁止地区記事を掲載させていただきまして、関西空港や主要ホテル等180カ所以上で無料配布いたしております。配布部数につきましては10万部となっております。

4 番でございます。インターネットによる禁止地区の記事を海外向けに発信ということで、これも継続事業ということでやっております、この部分につきましても先ほどの別添資料に、こういう形でインターネットを活用しているということで例示させていただいております。

(ウ) のたばこ市民マナー向上エリア関連でございますけれども、一番目の項目、たばこ市民マナー向上エリア活動団体の活動状況を大阪市のホームページ、アカンズきんのページでございますけれども、ここに掲載させていただいております。ホームページの更新、更新団体数につきましては現在69団体登録いただいておりますけれども、呼びかけを行った結果、17団体がホームページに活動状況を報告いただいております。

おります。

②のたばこ市民マナー向上エリア交流会でございますけれども、昨年度初めてこうしたマナーエリアの団体さんの交流会を設定させていただきました、非常に好評でございました。そういうことで昨年この委員会でも清見先生から、西区のお知り合いの方から非常にええ取り組みやからぜひとも継続してほしいという、背中を押すお言葉をいただきました、ぜひともやらせていただくということでお約束させていただきました、今年度何とか第2回の交流会を実施することができました。御参加いただきましたのが69団体のうち13団体でございます。

新成人向けの啓発活動につきましても昨年度に引き続き対応させていただきました、新成人向けに二十歳になってたばこを吸う方へ、マナーを守りましょうという趣旨を込めた周知ビラを配布させていただいたところでございます。発行部数につきましては1万8,000部となっております。

続きまして、イベント等への参加による啓発活動ですけれども、これも継続ということで、ごみ減量フェスティバル「ガレージセール・イン・OSAKA TOWN」あるいは「日本橋ストリートフェスタ」において、キャラクターでありますアカンズきんちゃんの着ぐるみによる啓発活動や、ティッシュペーパーの配布などによるポイ捨て防止の呼びかけを行ってきたところでございます。

以上、路上喫煙対策に関する取り組み状況につきまして御説明させていただきました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○山西委員長　　どうもありがとうございます。

資料の4ページのこのグラフを見ていただきますと、このような条例の制定から始まって、さまざまな広報活動等が禁止地区のみならず、それ以外の地域でも大変効果があらわれているということが、まさに数値化されて出ているかなというふうに思います。いろいろな取り組みをした中でも、取り組みはしたけどもどういう効果が出ているのかというのが曖昧としてわからないということは、恐らく行政の立場としては

非常に予算をつぎ込む以上、効果がきちんと目で見えてわかるようにする必要があるというところで、この別紙のグラフはまさにそれを実現していて、大変効果が上がっている活動ではないかなというふうに考えております。

委員の皆様、どうか御質問、御意見ございましたら、よろしく願いいたします。

清見委員、どうぞ。

○清見委員 交流会の部分ですけれども、今年、たばこの大阪市の南側の組合として、ある女性部の方が参加していただいて、やっぱりこういうのをやっているということで、地域では掃除していますけれども、今回その方が西成区の会長さんでございまして、新たに申請したいということで上がっているのです、63件中13件で数がどうやねんという話もありますけど、やはり少しずつでも横のつながりが増えていくようになるので、事務局の方にはぜひとも今年もやっていただければと思います。

○山西委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

黒坂委員、どうぞ。

○黒坂委員 先ほどあった13団体、非常に御熱心に活動していただいていると思うのですけれども、その上のホームページの団体数の17団体と重なるというか、御熱心なところは非常に御熱心にやっていただいているという状況なのでしょうか。できればお聞かせください。

○西尾課長 おおむねホームページに掲載されておられますところは御団体さんの活動をよく知らせたいということで、御参加いただいた13団体につきましてはおおむね被っていたように記憶しております。

○黒坂委員 ありがとうございます。

○西尾課長 清見先生の部分でございますけれども、ありがとうございます。30年度におきましても、引き続き第3回の交流会をやっていきたいと思っておりますので、よろしく御支援ください。

○山西委員長　ほかにございますでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員　さまざまな啓発活動が成果を上げているということでは素晴らしいなと思うのですが、SNSとかそういった媒体での方法であるとか、啓発というか周知なんかはされている、あるいは検討されていますでしょうか。

○西尾課長　私、SNSとか、ちょっと苦手な部分がございますけれども、若い人材を配属いただいています、今年の啓発物ですけれども、すみません、別添資料の2ページなり3ページちょっとごらんいただきたいのですが、QRコードというのですかね。この部分で今まで限られた紙面の中で路上喫煙の禁止地域の図面とか入れていたわけですが、そうした部分をこうしたQRコードを使うことによりまして、必要な情報につきまして、SNSではないのかもしれませんが見ることができるよう、そうした部分を若い方々の意見を取り入れる中で今、試行錯誤しているところでございます。こうしたQRコード、啓発物の中に複数表示することによりまして、1つは路上喫煙禁止地域のはっきりした画像が見えるという部分と、あとはいろいろ私どもが伝えたい情報とか交流会の皆様方の取り組みの部分があるページに飛んでいくとかいうこと。表記することによっていろんな膨らみに持っていくことができるのかなと今思っておるところです、若い職員の意見をどんどん聞かせていただき取り入れる中で広がりのある情報提供につなげていきたいと思っておるところでございます。

○山西委員長　清水委員、どうぞ。

○清水委員　ありがとうございます。

今、学生の様子などを見ていますと、ほとんど彼らの情報源というのはツイッターであるとかインスタグラムであるとか、そういったSNSからの情報入手みたいところが非常に大きくて、禁止地域のこともそうですし、さまざまな啓発活動にツイッターなんかは非常に拡散力のあるメディアだと思いますので、そういうのを活用して

いただいて、さまざまな活動団体であるとか商店街さんであるとかそういうところと連携して情報を拡散していくようなことも若い世代には有効かなというふうに思います。

○西尾課長　ありがとうございます。私も勉強して追いつくようにやっていきたいと思っていますので御指導ください。よろしく願いいたします。

○山西委員長　ほかにございますでしょうか。御意見、御質問。

よろしいでしょうか。

それでしたら次に移らせていただきます。

議題の第2としてたばこ市民マナー向上エリア制度の活性化について、事務局より御説明お願いいたします。

○西尾課長　ありがとうございました。

それでは2番目の議題でございますけれども、たばこ市民マナー向上エリア制度の活性化について御説明させていただきます。8ページをごらんください。

初めにですけれども28年度における活動報告でございますが、この8ページから10ページにかけて年度ごとに御登録いただきました団体様の名称、実施時期や頻度、活動の内容の表となっております。年度ごとの登録団体数につきましては20年度が24団体、21年度が16団体、22年度が17団体、23年度が10団体、25年度と27年度がそれぞれ1団体となっております。合計69団体が登録されております。そうした中で9ページの21年度登録団体の25番という表記のある御団体様ですけれども、此花区まちづくり会議様におかれましてはこの間、清掃や啓発活動に御尽力いただいたところではございますが、構成メンバーの方の一部脱会等もございましてこのたび解散されるとの申し出がございました。

8ページにお戻りください。

登録されている団体様におかれましては、さまざまな手法や頻度によって啓発や清掃活動を実施されておられます。本当にありがたく存じます。こうした団体様の活動

につきましては本市と協定書を結んでいただき、3年ごとに更新することとなっております。平成30年度におきましては平成21年度と27年度の登録団体様が更新年に当たっておられます。協定書の更新及び先ほど御紹介しました解散による登録抹消団体様につきましては本委員会の御承認が必要となっておりますので、この場をお借りいたしまして御承認賜りたいと存じます。いかがでございますでしょうか。

○山西委員長　それでは21年度、27年度登録団体の継続承認の件については、皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山西委員長　承認されました。

それから退会される此花区まちづくり会議の退会についての承認もよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山西委員長　2つについては委員会のほうで承認いたします。

○西尾課長　ありがとうございました。

ただいま、2つの案件につきまして御承認いただきましたので、それぞれの団体様との事務手続を進めさせていただきます。

それでは続きまして11ページを御参照ください。

たばこ市民マナー向上エリア制度活動団体の交流会についてでございます。これにつきまして御説明させていただきます。

大阪市では市内で活動されておりますたばこ市民マナー向上エリアの活動団体の交流を深め、今後の活動の参考にしていただくために、昨年度に引き続き各団体が意見交換や事例発表していただけるように交流会を実施させていただきました。開催日時及び場所でございますけれども、平成29年10月2日、14時からこの第1会議室で開催させていただきました。交流会でございますが、参加団体13団体御参加いただきまして、各団体の平成28年度における活動報告やスクリーン上で大阪市が行っ

ている啓発活動や活動団体の活動状況を紹介したところでございます。今回、大阪南部たばこ商業協同組合女性部様と新大阪アメニティ・ソサエティの2団体に活動の事例発表をお願いし、清掃や啓発等の熱心な取り組みを紹介していただいたところでございます。

議題についてでございますけれども、たばこ市民マナー向上エリア団体の活動状況についての報告、これと本年度の本市の啓発活動につきましては、先ほどこの場において御説明させていただいた内容となっております。

たばこ市民マナー向上エリア団体からの事例報告、2団体、今申し上げました大阪南部たばこ商業協同組合女性部様と新大阪アメニティ・ソサエティ様の状況につきましては次ページ以降に掲載させていただいております。質疑応答でございますけれども、たばこ市民マナー向上エリア制度に係る意見交換についてということで、当日質問・意見の主だったものを若干御紹介させていただきます。公開空地などで灰皿の撤去が最近多くなっており、ポイ捨てがふえていく傾向になっているということで、個人的な意見であるが、禁止地区をふやすことは反対であるという意見が出ておりました。

一方で、新大阪の北側とかハルカス周辺について禁止地区にしてはどうかというような御意見もございまして、そうした御意見につきましては当該地域を所管している区のほうにもお伝えするとお約束させていただきまして、私のほうから担当区にお伝えいたしました。また主要駅についても禁止地域にしてはどうかということで意見もございまして、いろんな御意見をいただいたところでございます。

4番目につきましては交流会場の様子ということで写真、こういう風景の中でパワーポイントを使って御説明いただいております。

次のページにまいります。

具体的に1点目の大阪南部たばこ商業協同組合女性部様のほうからの御報告としまして、大阪市南部におけるたばこ店を営む方々、女性が中心となられて現在16名ほ

どで御活躍をいただいております、地域に密着し、愛煙家のマナー向上のため清掃活動等を行っておられます。月に1回おそろいのユニホームを着用していただいております。13ページにありますように清掃時には携帯灰皿やポケットティッシュを配布してございまして、毎年今宮戎で配布するなど地域のイベントにも積極的に御参加し、活動いただいているという報告でございました。

14ページにまいります。

2団体目として新大阪アメニティ・ソサエティ様の活動報告でございまして。

新大阪駅北側地域の企業や団体でつくる親睦団体、企業町内会ということで御報告がございました。平成5年に発足されて二十数年間御活躍されてございまして、現在企業様25社が参画されて活動されているということで、毎月会費を徴収して運営されているというふうに御報告いただいております。地域とともに反映することを基本理念に、さまざまな社会貢献活動を行っておられるということで、下にありますように帰宅困難者体験訓練とか絵手紙教室、あるいは異業種交流会ということで、さまざまな情報交換に努められているという報告でございました。また、たばこ市民マナー向上エリア団体としての活動ということで15ページにありますようにクリーンキャンペーンもされてございまして、毎月1回新大阪北側の陸橋や歩道、公園の清掃活動を地元の高校生とともにタイアップして取り組まれておられるとのことでもございました。のぼりの掲出とかティッシュ配布、あるいはたばこマナーについてのアナウンス、街宣活動というような、そうした取り組みもされていると報告を受けております。

次のページにまいりますけれども、こうした長年の取り組みとか積極的な活動につきまして、発足当時よりクリーンキャンペーンを継続して実施されているということで、平成28年10月には淀川区長より感謝状の贈呈を受けられたという報告でございました。

17ページにまいります。

この交流会におきましてアンケートをまた実施させていただいたのでございますけれども、アンケート報告につきましては13団体の方々に御記入いただくということで13団体の中で参加者トータル23名中17名の方から貴重な御回答、御意見をいただいたところでございます。

アンケート結果でございますけれども、交流会についてという項目の中で1点目でございますけれども、本市の交流会はよかったと思いますかという問いには13名の方がよかったということで御回答いただいています。2点目の交流会でよかった議題は何でしょうかという問いの中では、それぞれ表記ありましたが、一番多くございましたのが、やはりたばこ市民マナー向上エリア団体の具体事例の発表という形で2団体様の日々の地道な取り組み、積極的な斬新な取り組みという部分が、やはり同じ志を持った皆様方にとってはよい事例だということで、我々も取り入れてやっていこうというような部分で非常に評価が多くございました。一方、大阪市の取り組みは4名の方に支持いただいておりますけれども、こうした取り組みが、アンケートする中で大阪市の評価が高くなるように、引き続き努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

3点目でございますけれども、今後もこのような交流会が開催されるときは参加していただけますかという部分で、これほしいとお答えいただいたのが13名ということで大部分となっております。

4点目でございますけれども、今後、議題として取り上げてほしい部分があったらお書きくださいということで、さまざまな御意見がありました。活動資金の確保についての事例ということで、先ほどのアメニティさんでは月会費を25社から取られていることで、当日、先ほどちょっと報告が漏れましたけれども市民団体として活動されているのですけれども、地域にはやっぱり商店とか企業があられるので、そうした方々とタイアップして、いわゆるポケットティッシュに企業名を入れることによって賛助会費を取ったらいかなというような問い合わせにつきまして、私のほうからそ

れなら問題ないと思いますということで御回答させていただきました。そんなやりとりもある中で、いろんなお金の問題というのは非常に大事な問題です。大阪市はなかなか財政難の中で、市民の皆様方の御要望に応える潤沢な支援ができてないのかもしれない。そういうような中で何とか工夫してもっといいことにつなげていけないのかなという切実な思いが、こうした議題に取り上げてもらいたいという意見として上がっていたのかなというふうに受けとめました。

あるいは、ほかの部分でございますけれども、受動喫煙の対策とか、健康増進法についてのレクチャーという御要望もございまして、いろんな取り組みについて知りたいという非常に熱心な御意見であったのかなというふうに振り返っております。

次のページでございまして、交流会でお気づきの点があったらということで自由意見について伺ったところ、少しずつでも取り組み内容が前進することを願っております。あるいは新大阪アメニティ・ソサエティさんの活動発表が非常に良かったというような御意見、すばらしい情報交流会であったと。今後も今以上の活動に役立てていきたいと思っておりますということで、参加もいただけるでしょうし、いろんな御意見もこれからこの方におかれては言っていただけるのかなというふうに思っております。

あわせて新型たばこにつきまして、今年もアンケートしたのですが、申しわけございません。昨年の委員会の場で加熱式たばこについて取り上げたところ、表記が電子たばこということで、清見委員のほうから今日的に電子たばこというのは品物がまた違うんだということで、加熱式たばこ、あるいは商品名がアイコスなりグロー、プルームテックという具体的な商品名を挙げたほうがわかるということで御提言いただいていたにもかかわらずこういうことになっています。申しわけございません。以後気をつけます。新型たばこ、加熱式たばこについて御存じですかという問いに対しまして、また、街で見かけられたことはありますでしょうかという問いに対しまして、知っている、街で見かけたこともあるという方が8名、6名ということで、

非常に多い回答となっております。一方、全く知らない方も2名いらっしゃったということでアンケートの結果となっております。

火を使わず副流煙のほとんど出ない新型たばこ、加熱式たばこであれば路上喫煙をしても構わないと思いますかという問いについては、思われた方が5名、思わないというのが8名ということになっておりまして、やはり、たばこはたばこと言ったら言い過ぎかもしれませんがとも思わないと、やっぱりたばこでしょというふうに思われている方のほうが多いのかなというふうな印象を受けました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山西委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまのたばこ市民マナー向上エリア制度の活動状況について何か御意見、御質問ございますでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 ありがとうございます。いろんな活動があって、素晴らしいなと思ったのですが、この新大阪アメニティ・ソサエティ、このグループで25社の企業さんが参加されているということなのですかけれども、これは例えば25社の社員さん向けに何かこうアプローチをするっていうことも含まれるのでしょうか。それとももうこの地域での働きかけとか清掃とかいったこと、地域へのアプローチということでしょうか。

○西尾課長 お答えいたします。

25社が連携した取り組みとしまして、対外的にいろいろここにも御報告がありますように、地域の高校生とのタイアップによる清掃活動とかいろんな取り組みをなさっているのは対外的な部分でございます、一方で25社全てのところで社員教育というのが取り組まれているかどうか確認はしておりませんが、当日御発表いただきました御代表の方の企業様におかれましては、社員教育も一定やっているという報告を受けておりまして、25社全てかどうかちょっと確認しておりませんが、

やはり意識の高い会社でありますので、内部でのそうした意識統一も図っておられると推測しておるところでございます。

以上でございます。

○清水委員　ありがとうございます。せっかくこういう活動をされていて、すばらしいなと思うので、対外的な活動と並行して社員の方一人一人の健康意識であるとか、公共空間でのマナーみたいなところの意識向上みたいなところも一緒に取り組まれたら非常に効果も高いと思いますし、そういった取り組みをほかの企業さんがまねていただくとかいうことにも広がるのかなと思いますので、ぜひお願いします。

○西尾課長　ありがとうございます。本日のこうした委員の先生からの御意見につきまして今年度の交流会を実施する中でフィードバックというように、お伝えさせていただきます。今、清水先生のほうから御指摘のあった広がりを持った取り組みを進めていけるように取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○山西委員長　ほかにございますでしょうか。

1点、きょうの御報告を聞いていまして、平成20年度から23年度までは相当な数の申し込みがあって承認されているという状況があって、それ以降、あっても年に1回1つくらい。今年も後の議題で出てきますが2つのところからの申請があるということで、この制度の実施要綱を見ますと、活動が10人以上されているところで、市長に対しての申し込みが必要ということで書かれているのですが、若干この条例が制定されて数年間は相当な数があったのに、ここしばらくは非常に少ないというのは余り認知度がまた下がっているような気もしないでもないのですが、そのあたり事務局のほうとしてはこの問題についてはどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○西尾課長　お答えいたします。

ある意味、厳しい御指摘と受けとめました。条例制定後、全国初の取り組みという形で、我々大阪市として積極的なアプローチを当時はやっていたと思います。一方、

直近では25年27年度に1団体様ずつしか御登録がないということで、今回改めて2団体に御登録いただいたのですけども、もう少し積極的にいろんな団体にアプローチすべきと考えます。今回、新たな禁止地域ということで心齋橋筋・戎橋筋地域を諮問させていただきまして、そうした新たな動きということもございますので、それを一つのきっかけと言うのでしょうか、マスコミも取り上げていただいていますので、そうした状況をチャンスだと受けとめる中で対外的なアプローチを深めていきたいと思っているところでございます。よろしくお願いたします。

○山西委員長　ありがとうございます。ぜひ今回の新たな指定があることをきっかけに、また多くの市民の皆さんにこういう制度があるのですよと、市長に申し込んでくれたら認められますよというような形での広報等についても、またよろしくお願いたします。

ほかに委員の皆さん、ございますでしょうか。

いいでしょうか。

では議題の第3のほうに入らせていただきます。

路上喫煙禁止地区の新たな指定、中央区戎橋筋・心齋橋筋地域についてということで、大阪市さんのほうから諮問を受けたいと思います。

○事務局（日下課長代理）　それでは、ただいまから諮問に移らせていただきます。

北辻局長には、前へお進みいただきますよう、よろしくお願いたします。

山西委員長、よろしくお願いたします。

○北辻局長　路上喫煙禁止地区の新たな指定（中央区戎橋筋・心齋橋筋地域）について（諮問）表題について大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

諮問理由。大阪市では、健康、防火、防災、まちの美化の観点から、市民等の安心安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、大阪市路上喫煙の防止に関する条例を平成19年4月に施行し、市内の道路や公園などの公共の場所では路上喫煙

をしないよう努力する義務を課すとともに、御堂筋及び大阪市役所、中央公会堂周辺、都島区京橋地域を路上喫煙禁止地区に指定し、違反者に対しては1,000円の過料に処しています。

今般、中央区から戎橋筋・心齋橋筋地域を禁止地区に指定したいとの申し出がありましたので、路上喫煙禁止地区の指定に当たり、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を聞くため諮問します。

よろしくお願ひいたします。

○事務局（日下課長代理） どうもありがとうございました。先ほどから、他のビルの電波がちょっと混信しておりまして、お聞き苦しい点がございますことをおわびさせていただきます。

では引き続きまして山西委員長に議事の進行をお願いいたします。

○山西委員長 ただいま、市長代行ということで、局長のほうから路上喫煙禁止地区の新たな指定（戎橋筋・心齋橋筋地域）についての諮問を受けたところでございます。

委員の皆様には、これから御検討よろしくお願ひいたします。

それでは、新たなこの路上喫煙禁止地区の指定について、事務局のほうから御説明お願ひいたします。

○西尾課長 よろしくお願ひいたします。

路上喫煙禁止地区の新たな指定（中央区戎橋筋・心齋橋筋地域）について（案）でございます。本日は中央区の齋藤副区長にも同席いただきまして御説明いただきたいと存じます。

私からはこのA3の資料でございますけれども、A3の資料の1番目、これまでの取り組みと、2番目でございます「路上喫煙禁止地区」の指定にかかる手続について御説明させていただきまして、3番の指定に当たっての考え方、今後のスケジュール、あるいはエリア図という部分での御説明につきまして齋藤副区長から御説明いただき

ますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これまでの取り組みでございます。

本日の初めの資料の中で説明させていただきましたので、若干省略させていただきますが、大事なポイント、4つ目の部分でございますけれども19年6月28日に路上喫煙対策委員会を開催いただきまして、路上喫煙禁止地区の指定について御答申いただきました。答申内容についてでございますけれども、地域の指定に当たっての考え方というのでしょうか、1点目が周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域、あるいは通行者数が比較的多い地域、3点目でございますけれども、大阪を代表する地域で啓発効果・PR効果の高い地域、4点目、明確性を確保できる地域という御答申を賜りました。そうした部分を受けまして御堂筋、大阪市役所、中央公会堂周辺を指定に至ったところでございます。

そして27年2月に新たな禁止地域ということで京橋地域を指定したわけですが、それに当たりまして25年6月11日に路上喫煙対策委員会を開催いただきまして、路上喫煙禁止地区に係る考え方について御答申をいただきました。

内容でございますけれども2点ございまして、1点目が駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに区の意見を踏まえ、総合的に判断されたい。2点目は、禁止地区の区域（範囲）につきましては、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたいという答申をいただきまして、これを踏まえ都島区、また環境局等でいろいろ受けとめる中で都島区の京橋地域を禁止地区に指定いただくこととなりました。

2点目でございますけれども路上喫煙禁止地区の指定に係る手続でございます。大きくは5項目、5つの段階があるかなと認識しております。1点目につきましては、まず先ほどの答申、区の意見を踏まえ総合的に判断ということもございまして、区長が路上喫煙禁止地区を選定するという事。これにつきましては地元関係団体への説明や調整を区が担っていただいております。また、意志決定に当たりましては区政会議

などに諮った上で、区民・事業者の意見をまとめていただいております。今回、後で副区長のほうから説明がありますが、12月5日に区政会議を開催されて意見一致を図って意志決定なされたとのことでございます。

②でございますけれども、大阪市路上喫煙対策委員会の開催、関係局は環境局、健康局、危機管理室、消防局、また当該区役所となりますけれども、そうした部分で開催。路上喫煙禁止地区の新たな指定について諮問させていただくということで、本日の諮問となっておりますのでございます。

③でございます。以降、並行的にパブリックコメントを実施させていただきまして、その集約結果につきましても当委員会のほうに御報告させていただくこととなります。パブリックコメントにつきましても、事務局であります環境局のほうで対応させていただくこととなっております。予定では2月5日から3月5日、一月間パブリックコメントを実施し、速やかに集計させていただいた上で当委員会に御報告、進めたいと考えております。

④でございます。路上喫煙禁止地区の新たな指定について答申いただいた後、速やかに告示行為に移らせていただくこととなります。

⑤でございますけれども、告知に伴った日時以降、路上喫煙禁止地区指定ということで過料徴収を開始するという運びとなります。2点目の指定に係る手続については以上でございます。

それでは続きの部分につきましては、副区長からご説明させていただきます。

○齋藤副区長　中央区副区長の齋藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは3、4、5について一括して御説明申し上げます。

まず路上喫煙禁止地区の新たな指定について、29年12月5日に私どもの区政会議のほうで提案させていただいた中身でございますけれども、本文でございます。近年、大阪には約1,000万を超える勢いで多くの外国人観光客が訪れています。こ

のような状況のもと、国際観光都市大阪としてそのイメージアップを図る上で路上喫煙対策は非常に重要な施策とされています。これまでに戎橋筋、心齋橋筋の各商店街は市民、事業者が自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでおられるたばこ市民マナー向上エリア制度活動団体を中心に路上喫煙防止に取り組んでこられました。このエリアを条例による路上喫煙禁止地区に指定することにより、さらに取り組みを強化推進し、エリア内の安心安全、きれいなまちづくりを進めてまいりたいと考えています。一方、現在2025年日本万国博覧会（大阪・関西）の誘致に取り組んでおりますが、これを幅広く国内外にアピールするためにも、ミナミの玄関口と呼ばれる中央区戎橋筋・心齋橋筋地域を禁止地区指定とすることにより、誘致に向けての推進力になればと考えているところであります。以上のことから、中央区戎橋筋・心齋橋筋地域を路上喫煙禁止地区に指定することについてお願いしたいと考えております。

これまでの経過でございますけれども、この話入っていただきまして29年5月から9月まで約5カ月間、関係団体の意見聴取を進めてまいりました。また9月11日には路上喫煙実態調査を行い、また11月8日には商店会連合会での意見集約、そして29年12月5日、区政会議において決議をいただいたものでございます。

これまでにいただいた関係先や区政会議の場でいただいた意見の主なものでございますけれども、禁止地区に指定することについては総論として概して皆様方賛成でございます。次に具体的なものとしては、まず戎橋筋地域、心齋橋筋地域を指定してはどうか。順次指定地域を拡大していくのであれば、次は宗右衛門町等の商店街をお願いしたい。さらにミナミの商店街の方々からは戎橋筋地域、心齋橋筋地域以外にも禁止地区指定を希望されている。この場合には表示物や啓発費用とともに新たな喫煙場所が必要となるのであれば、設置費用や清掃等の維持管理費用を負担いただけるようなところから優先的に指定していくことを検討いただきたいとの意見をいただいております。

次に、4、今後のスケジュールにまいりますけれども、本日、路上喫煙対策委員会

で諮問、審議をしていただき、2月上旬から中央区戎橋筋地域・心齋橋筋地域の路上喫煙禁止の新たな指定について市民の皆様幅広く意見を求めるためパブリックコメントを実施したいと考えております。また路上喫煙対策委員会の答申をいただいた後、9月をめどに告示をさせていただきます。平成31年2月1日禁止地区指定、過料徴収開始と進めてまいりたいと考えております。

次に5の図面にまいりますけれども、既に禁止地区に指定されておりますのがこの斜め線になります御堂筋でございます。そこの1本平行して東の通りでございますけれども、皆さんよく御存じの長堀橋から戎橋まで通る心齋橋筋と、それから戎橋の橋の上、それと戎橋筋の商店街、この約1キロを指定してまいりたいと考えております。

以上、路上喫煙禁止地区の新たな指定について御説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山西委員長　　どうもありがとうございました。

ただいまより質疑応答に移りますが、2月からパブリックコメントを実施される予定とのことですので、本格的な審議については次回以降とさせていただきたいと思っておりますので、本日は総括的な質問のみをお受けして審議していけばというふうに思っております。

それでは御意見、御質問等ございますでしょうか。

清見委員、どうぞ。

○清見委員　　2点ございまして、先ほどから資料を御説明いただいておりますと、大阪市民のマナー向上に関しては、ほぼほぼ御理解いただいているような、減ってきているというところで、今またなぜ御堂筋を禁止地区に指定して、今後、心齋橋筋を路上喫煙禁止地区に指定するのかというのが余りわかりにくいということと、今の御説明を聞きますといわゆる観光客の方に対する啓蒙ということとやるのであれば、やはり路上喫煙禁止の上にマナー向上、いわゆる今、僕も担当していることもありますのでたばこのポイ捨てよりも食べ歩きということで、非常に近隣のたばこ屋さんを含めいろ

んな方が苦しんでおられるということで、そういうことも含めてマナーを上げていく中での禁止地区指定という形であれば、多分御理解も得られると思うのですが、先にたばこだけがだめということになると、本当に困られている方の市民の生活を安心にしていくためには少しずれていくので、その辺は御説明いただきたいなということ、2点目は今回の計画において喫煙場所予定地というのが設定されていないのですが、前々回19年6月の答申のときの留意点として喫煙場所を設けることということで、新たな路上喫煙禁止地区を設定する場合には、喫煙場所を設けるということの留意点の中で、一つ載ってないのはどうなのかなということ、今回、禁止地区を指定されるのですが、いわゆる喫煙者の側から見ますとエスケープゾーンということで、やはり喫煙場所は御堂筋に比べたら明らかに心齋橋筋というのは人がわんさかあふれているところがございますので、入り口と難波と心齋橋の出口2カ所くらいには喫煙者に対して啓蒙できるような大きな喫煙所をつくっていただければなというふうに思います。

あとは、いわゆるこの禁止地区が指定された場合、たばこを吸われる方とかごみを捨てる方というのは周辺で行かれるので、その辺の方の周辺の店頭灰皿を置いているたばこ屋さんとかコンビニ、飲食店の方たちの御意見も聞いて、本来であれば多分あの人たちは保障が欲しいと言うかもしれないのですが、喫煙所があれば多分緩和できるというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思っております。

あと、もう一点なのですが、やはりたばこを吸われる方は大阪市内に310億円くらい税金を納めております。大阪市内の中で6,000億円の中での5%くらいは払っているのですが、喫煙者の、僕らはたばこで規制を打っている場合、何をしてくれてるねんと言われたときに、やはり立派な喫煙所があれば、ああいうことにも金が使われています。大阪市内を包括すると一般人も入っているのではなかなか難しいのですが、ただ目に見える形のもので何かできるということであれば、喫煙される方も御納得いただけるので、今回はぜひ南の玄関口の難波と北の玄関口の心齋橋に喫煙場所を設置

していただきたいというふうに思っております。

○山西委員長　ありがとうございます。

清見委員からの最初の質問に関しては、まず根本的な問題で今、さらになぜ禁止地区をとという問題ですので、この点については簡単に御説明いただいた上で我々次回以降委員の中でも詰めて議論したいと思えます。

それから2番目の喫煙場所の設置を考えているかどうか、この点については現時点でのお考えをお聞かせいただければと思います。

○齋藤副区長　わかりました。たくさんいただいたので順番に説明したいと思えます。

市民マナーの向上と、それから食べ歩きの問題でございますけれども、今回、実は心齋橋筋と戎橋筋の商店街を指定させていただくのに優先的にと思ったのが、実は商店街の方が相当ガードマンを日ごろから通行というか警戒していろいろやっています。その中では例えば当然喫煙についてもいわゆる行政的な過料処分はできませんけれども、指導ということで昼間見回っている間に指導もしておりますし、あるいはその食べ歩きというのも来街の外国人の方、結構いろいろ風習が日本と違うようで、食べ歩きについてもいわゆる指導していただいている、その中で全面的にこういう喫煙のマナーあるいは食べ歩きのマナーについてもさらに協力していきたいということでおっしゃっておられるのが今回、戎橋筋と心齋橋筋を指定させていただいた強い動機になっております。

それから喫煙場所の問題でございますけれども、実はここの中にも図面にございますけれども、私どもといたしましてはこの難波のグリーンガーデンと申しますか、既に御堂筋の指定されたときにある喫煙場所、これを共用させていただければいいのではないかというふうに考えておまして、またこれも商店街の方々あるいは地域の方々からはむしろたばこを吸う場所を撤去してくれというこの難波のグリーンガーデンのところも撤去してくれというのがこの意見の中では強く出されました。ただ留

意事項ということで委員会の方々からも御意見いただいておりますとおり、そのあたりの御説明をいたしましたら、そしたら高島屋のところを共用でどうかなというような御意見をいただいたところでございます。

○山西委員長　ありがとうございます。

清見委員、きょうのところはこの程度で。

○清見委員　新たな禁止地区指定に関しては喫煙場所が留意点になっているので、その辺は遵守していただければと思います。共用ではなくて。

○山西委員長　ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員　先ほどの最初の議題のほうで、路上喫煙対策に関する取り組み状況についてということで、定点調査の結果を御説明いただいたのですが、心齋橋筋と戎橋はたばこ市民マナー向上エリアに指定されていて、路上喫煙者率がどちらも0.2%程度ということで、全体を見るとそれほど高いほうではないのかなという感じがするのですが、もちろん観光客も多いということでPR効果みたいなところはもちろんあるのかなと思うのですが、抑止効果であるとかそのあたりはどういうふう整備されているのかお聞きしたいのですが。

○齋藤副区長　最初の指定のときの説明にもさせていただいたように、ここはたばこ市民マナー向上エリア制度のいわゆるかっちりしたエリアでございますし、また何度も申し上げて恐縮でございますけれども戎橋筋と心齋橋筋の商店街については日常的にいわゆる警備員が巡回しております、その中でたばこを吸っている人については注意をするとか、できるだけやめてくださいというような協力を求める。

一方で、今回、定点調査でお願いしたところでありますと、心齋橋の商店街と宗右衛門町の商店街の交差点については現在0.24ということで、ほかの地域に比べますと平均若干上回っておりますけれども、このあたりについては結構たばこを吸われておりますし、また戎橋の橋の上ですね、いわゆるアーケードのないところについて

は、実は橋の目地の間にたくさんの吸い殻が突っ込まれてごみだらけというか道路に出ているわけじゃないのですが目地のところにたくさんのたばこが突っ込まれているということを見ると、たくさんの喫煙者があそこでたばこを吸っておられるのかなというふうにも考えております。

そういうことで今回は一つはシンボリックな場所としていわゆる戎橋、ミナミの玄関の花道というんですか、ミナミの花道といいます戎橋、それとシンボリックな場所・心齋橋ということで外国人観光客についても今回は4カ国語で表示をさせていただいたことを考えております。

以上でございます。

○山西委員長　ほかに御質問、御意見ございます。

黒坂委員、どうぞ。

○黒坂委員　済みません。先ほど4カ国語での表示というふうにおっしゃったのですけれども、禁止地区はこちらのほうにも書いていますように、答申の中で明確性を確保ということですが、どのような表示を考えておられるのか、もう少し具体的に教えていただければと思います。

○齋藤副区長　実は戎橋筋も心齋橋筋もアーケードがありまして、アーケードの柱のところに一つは自転車乗ったらあかんというのとか、それから3つ表示があるんです。それと同じような形で合わせたデザインで、4つ目の表示がここがいわゆる路上喫煙禁止地区やというような形で、戎橋・心齋橋の商店街の方々からも役所がつくっているような看板はやめてくれと、各々の商店街の意匠があるのですけれども、それに合わせた表示をしてくれというようなことをかなり言われております。

また、心齋橋筋のほうについてはアーケードがありますのでバナー広告というかバナーで上からぶら下げてもいいよということで。ただ戎橋筋のほうで難しいのは、歩いていただいたらおわかりになりますけれども、実は打ち出の小づちとかえびたんとかいろいろなものが上にぶら下がっているんです。そやからバナー広告はちょっと戎橋

のほうは協力しにくいということと、それからこれについてはアーケードがある通りですから放送もできますので、放送についてもまた協力していただけるというような答えをいただいております。

○黒坂委員　ありがとうございます。ぜひ周知徹底していただいて、特に過料なんかの明記は考えておられますでしょうか。ぜひ周知徹底お願いいたします。

○山西委員長　ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○清見委員　新聞報道ではこれと同じように梅田と阿倍野も今後指定地域にされる予定なのでしょうか。

○西尾課長　お答えいたします。

新聞報道でそのように表示になっているのですが、もともと本委員会の過去に提出した資料で、梅田の天神橋筋という表現も出ていたと思うのですが、それらの地域は今、先ほど紹介しましたたばこ市民マナー向上エリア団体の地域に登録もいただいております。記者さんが各区へ問い合わせをする中で、そうした経過をお答えになっていた部分が記事になっているのかなと思います。具体的にどの区でどのような場所が検討されているのかについては、この場での説明を控えさせていただきます。地元との調整を優先的にしなければいけませんので。禁止地域にしてほしいという意見と、してほしくないという意見がありまして、現在、地域住民の方とかいろんな商店街さんとか事業主さんとの丁寧な意見交換をそれぞれの区でされているところでは。

○清見委員　ちょっと新聞の表現が、この流れで禁止地区指定になってしまうみたいな見え方がしたので。わかりました。

○山西委員長　ほかに。どうぞ、清水委員。

○清水委員　先ほど私が質問した点についてなのですが、理解としては商店街の方が自分たちで費用負担されてガードマンを雇用されていると、その方々が通行

人の方を指導された結果、それほど目立って高い路上喫煙者率ではなくなっていると、そういう理解でいいのでしょうか。

○齋藤副区長　その要素もございますけど、実は平日あるいは日曜日土曜日、心齋橋筋と戎橋筋を歩いていただくと、人がわんさかいて、たばこを吸えるような状況じゃ今ないんですよ。唯一、戎橋の上がいわゆる道幅が広くてアーケードがないから何となくたばこ吸う場所にはなるのですけれども。心齋橋筋と宗右衛門町の交差点のところもまだアーケードがちょっとないところなのでそういう感じで。あと戎橋筋、つまり高島屋の前からユニクロの前まで歩かれるということになってきたら相当の人の波で、それも平日も朝の9時くらいから、そういうことで喫煙率が低いんじゃないかなというふうな要素も考えられます。

○西尾課長　蛇足ではございますけれども、先ほどの本編資料の8ページちょっとご覧いただけますでしょうか。マナーエリア団体の活動状況ですけれども、8ページをごらんください。左側に番号を打っているのですけれども14番と15番がまさしく心齋橋筋商店街様、戎橋商店街様の取り組みということで、非常に密度の濃い取り組みをやっている状況にございます。毎週金曜日には有志による商店街内パトロール、マナー違反への声かけ。毎日されている取り組みは1時半から10時半に制服警備員によるパトロール、マナー違反者への声かけ。月1回程度、年間10回程度で街頭にて啓発活動、ティッシュ配布などを取り組まれておられるのが心齋橋筋様。戎橋筋様におかれましては、5月、10月、11月等に計5回ということで清掃活動もやられていまして、街路灯にのぼりも設置されて通年御対応いただいているということで、現時点でもたばこ市民マナー向上エリア団体という取り組みの中で積極的な活動もなさっておられます。そして先ほど副区長のほうからも御説明がありましたけれども、アーケードという非常に特性がある中で視覚的効果を狙った意匠、それらの商店街におけるデザインの統制とかも図った中で新たな展開、放送設備も活用できるということで啓発手法を検討されています。これまでは御堂筋及び中之島周辺に

おいては青天井の世界の中で、放送がなかなかできないという状況でしたが、今、副区長のほうでアプローチというか地元と調整されているということで、放送というのは非常に有効な手段なのかなというように事務局としても期待しているところでございます。

以上でございます。

○山西委員長　　どうぞ。

○齋藤副区長　　ちょっと先ほどの説明で間違っておりましたので、おわびと訂正させていただきます。

心齋橋の商店街のほうがバナーがだめで、戎橋のほうが協力していただけるというようなことを聞いております。失礼いたしました。

○山西委員長　　あと、御質問、御意見ございますでしょうか。

今日のところはこの程度でいいですか。

次回、パブリックコメントの内容も踏まえた上で、清見委員から提案のありました根本的な問題に関しても中身のある議論をしていきたいと思っております。また前回、京橋地区のときには現場の確認も委員のメンバーでさせてもらいましたけれども、今回も必要があればそういう機会も設けさせてもらった上で、現場も見た上でどうするかという我々の意見をまとめていくための審議をしていきたいと思っておりますので、どうか引き続きよろしく願いいたします。

それでは、議題の4番目としまして、たばこ市民マナー向上エリア制度の活動団体について新規に応募団体があったようですので、審議したいと思います。

この案件につきましては応募団体の個人情報も含めて審議していただくこととなりますので、申しわけありませんが非公開ということで行いたいと思っております。事務局のほうからこの非公開公開についての大阪市の指針について御説明いただけますでしょうか。

○西尾課長　　御説明させていただきます。

それでは参考資料をお手元にとっていただきまして、恐れ入ります。クリップを外しただけですでしょうか。この中にあります一番後ろに綴じている資料でございますけれども、審議会等の設置及び運営に対する指針、抜粋でございますけれども解釈・運用の手引きをごらんください。1枚めくっていただきますと枠囲いがございます。1番、会議の公開基準というのがございまして、これによりまして会議は公開するものと規定されております。しかしながら、2ページ、ちょっと次のページをめくっていただきたいのですけれども、ここにあります枠囲い（1）のアの規定によりまして、個人に関する情報がある場合は除くということになりまして、非公開とする必要がございます。たばこ市民マナー向上エリア制度につきましては、申請書等により活動参加者の名簿を資料提供の上、御審議いただくこととなりますので、このいわゆる個人情報に該当する情報があるということで、この案件につきましては非公開ということをお願いをしたいと存じます。

以上でございます。

○山西委員長　ありがとうございます。それではこのたばこ市民マナー向上エリア制度の応募団体との審議につきましては、非公開の取り扱いとしたいと考えますが、御異議ございますでしょうか。

（異議なし）

○山西委員長　よろしいですか。ありがとうございます。

それでは非公開の取り扱いとし、公開での委員会はこれをもって終了いたします。傍聴者の皆様におかれましては、申しわけありませんが御退席お願いいたします。

《非公開》